

災害廃棄物対策室

1. 近年の自然災害における災害廃棄物対策

昨年度は全国各地で数多くの自然災害が発生した。各災害において被害が大きかった市町村の片付けごみ等の収集運搬及び処理等で御支援いただき、感謝申し上げる。今後も災害が発生した際には、全国都市清掃会議の協力もいただきつつ、支援を要請させていただきたく、その際には御協力をお願いしたい。

また、環境省では、災害において得られる教訓等を今後の災害廃棄物対策に活かすため、災害廃棄物処理に関する実績や取組事例、得られた教訓等について整理し、関係者への情報共有を行うとともに、今後の災害廃棄物対策へのフィードバックを行うこととしている。非常災害は、日本中どこでも発生しうるものであり、各地方公共団体においては、さらなる事前の備えを固めていただきたく、災害廃棄物対策を検討する際にはこれらの成果を御活用いただきたい。

なお、過去の災害における今般の対応状況等については、環境省災害廃棄物対策情報サイト（下記 URL）に掲載しているので、適宜御参照されたい。

＜参考資料＞

環境省 災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物処理のアーカイブ

<http://koukishori.env.go.jp/archive/>

（1）大阪府北部を震源とする地震

平成 30 年 6 月 18 日午前 7 時 58 分頃に大阪府北部を震源とする地震が発生し、大阪府大阪市北区・高槻市・枚方市・茨木市・箕面市において震度 6 弱の揺れを観測したほか大阪府や京都府の各地で震度 5 強以上の強い揺れに見舞われた。人口密集地における直下型の地震であったため、大阪府を中心に関半壊約 500 棟に加え 5 万棟を超える一部損壊家屋（H30.11.6 現在）が発生したほか、茨木市、吹田市及び箕面市においては一般廃棄物焼却施設が被災し一時稼働を停止した。

環境省は発災翌日から環境省職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）の専門家を被災地に派遣し、災害廃棄物発生状況の確認等を実施した。

（2）平成 30 年 7 月豪雨

平成 30 年 6 月 28 日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第 7 号により、全国各地で被害が発生した。西日本を中心とした広い範囲で浸水や土砂災害等が発生し、全壊約 7 千棟、半壊約 1 万 1 千棟（H31.1.9 時点）などの

甚大な家屋被害が発生したほか、各地の一般廃棄物焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等が多数被災し、長期間の停止を余儀なくされ、通常の一般廃棄物処理に支障をきたす事例も発生している。

環境省は7月9日から環境省職員及びD.Waste-Netの専門家からなる現地支援チームを岡山県、広島県、愛媛県等に順次派遣し、災害廃棄物処理に関する助言や、仮置場の設置運営等の技術的な支援を実施した。また、下記の通り全国各地の多数の自治体や関係団体からごみ収集車や人員を派遣いただき、災害廃棄物の収集運搬や広域処理、被災家屋の公費解体に関する支援等が行われた。現在は中国四国地方環境事務所が中心となって支援を実施している。

被災自治体においては災害廃棄物処理実行計画等の災害廃棄物処理に関する計画・方針が策定されており、それぞれの自治体における災害廃棄物処理についてのフローや処理期間、処理方針等を定めている。被災3県における災害廃棄物の推計量は平成31年2月時点で約180万トンにのぼり、それぞれの県では処理完了の目標を発災から約1~2年間と定めている。

(3) 平成30年台風第19号、第20号及び第21号

平成30年8月下旬から9月上旬にかけて、複数の台風が相次いで日本列島に接近・上陸した。近畿地方を中心に高潮や暴風等により、最終処分場や一般廃棄物焼却施設の被害が発生したほか、停電により多くの施設が一時稼働を停止した。

環境省では9月6日から近畿地方環境事務所の職員を中心に被災自治体へ派遣し、災害廃棄物処理に関する助言等の支援を行った。また、7月豪雨と同様に近隣自治体や関係団体に協力いただき、災害廃棄物の収集運搬や広域処理、被災家屋の撤去に関する支援等が行われた。

(4) 平成30年北海道胆振東部地震

平成30年9月6日午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震により厚真町において震度7の揺れを観測したほか北海道胆振地方を中心に震度5強以上の強い揺れに見舞われた。厚真町では揺れや山崩れによる住宅被害、札幌市では液状化による住宅被害が発生し、北海道全土では全壊が462棟などの被害が発生した(H31.1.28時点)。また、道内全域で停電が発生したことにより、多数の廃棄物処理施設が一時停止したほか、地震による焼却施設の被害も発生した。

環境省は発災当日に北海道地方環境事務所職員を北海道庁に派遣し情報収集等を実施、発災翌日から環境省職員及びD.Waste-Netの専門家からなる現地支援チームを派遣し、災害廃棄物処理に関する助言や、仮置場の設

置運営等の技術的な支援を実施した。また、近隣自治体等に協力いただき、災害廃棄物の収集運搬や広域処理、被災家屋の撤去に関する支援等が行われた。現在は北海道地方環境事務所が中心となって支援を実施している。

(5) 平成30年台風第24号

平成30年9月25日に猛烈な勢力に発達した台風第24号は28日から南西諸島に接近、30日には和歌山県に上陸し、各地で暴風等による被害をもたらした。沖縄県や鹿児島県の離島において多数の一般廃棄物焼却施設の被害が発生し、生活ごみを島内に仮置きせざるを得なくなる事態も発生したほか、鹿児島県、宮崎県、愛知県及び茨城県において土砂崩れや停電等により廃棄物処理施設が一時稼働を停止した。

環境省は、続く台風第25号の通過を待ち、10月10日から九州地方環境事務所の職員を鹿児島県喜界町に派遣し、施設被害状況の確認や仮置場の運営についての助言等を実施した。

(6) 平成30年度大規模自然災害等の被災地域支援活動に対する災害対応支援環境大臣表彰

平成30年12月19日に、平成30年77月豪雨、北海道胆振東部地震、台風第21号等における被災地域に対し、災害廃棄物処理等のために人的協力及び物的協力等の支援活動を行った団体及び自治体に対して、その活動をたたえ社会に広く知らせるため、環境大臣から表彰状を授与した。

災害廃棄物等関係の受彰者は以下の134団体等(18団体、116自治体等)。

<支援団体>

エプソン販売株式会社、一般財団法人家電製品協会、国立研究開発法人国立環境研究所、JFEスチール株式会社、公益財団法人自動車リサイクル促進センター、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会、全国環境整備事業協同組合連合会、一般社団法人全国清掃事業連合会、公益社団法人全国都市清掃会議、公益社団法人おい・かおり環境協会、一般財団法人日本環境衛生センター、一般社団法人日本環境保全協会、一般社団法人日本災害対応システムズ、一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会、公益社団法人日本ペストコントロール協会、公益財団法人廃棄物・3R研究財団、株式会社パスコ、一般社団法人パソコン3R推進協会

<支援自治体等>

岩見沢市、苫小牧市、登別市、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、常総市、草加市、東京都、千代田区、台東区、墨田区、品川区、大田区、中野区、

杉並区、豊島区、足立区、八王子市、三鷹市、府中市、町田市、大島町、横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、新潟市、富山県、高岡市、滑川市、砺波市、小矢部市、南砺市、岐阜県、岐阜市、大垣市、多治見市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、垂井町、揖斐川町、大野町、池田町、白川町、白川村、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、三重県、京都市、長岡京市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大阪市、堺市、吹田市、高槻市、交野市、神戸市、奈良市、鳥取県、島根県、浜田市、大田市、江津市、新見市、赤磐市、真庭市、備南衛生施設組合、岡山県西部環境整備施設組合、旭川中部衛生施設組合、岡山県中部環境施設組合、岡山県井原地区清掃施設組合、総社広域環境施設組合、津山圏域資源循環施設組合、徳島県、高松市、松山市、今治市、新居浜市、伊予市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松山衛生事務組合、伊予市松前町共立衛生組合、八幡浜地区施設事務組合、高知県、高知市、北九州市、福岡市、大牟田市、行橋市、朝倉市、長崎市、熊本県、熊本市、西原村、大分市、日田市、津久見市、鹿児島市

2. 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正等

東日本大震災や近年の災害における経験を踏まえ、大量に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成27年に法制度の充実を行った（平成27年8月6日施行）。

廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化等の規定を追加するとともに、同法施行令及び施行規則を改正し、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準の緩和等の規定を追加した。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置規定を追加した。詳細は以下参照。

（1）廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法の改正として、平時の備えを強化するための関連規定と、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置を整備した。

① 平時の備えの強化

平時の備えの強化としては、具体的には以下の規定を整備しており、地方自治体におかれては、災害が発生した場合における円滑かつ迅速な処理の確保のため、これらの規定を活用いただきたい。

(ア) 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化

災害により生じた廃棄物の処理に当たっても、平時と同様、生活環境の保全及び公衆衛生の支障を防止し、適正な処理を確保すること、また、分別、再生利用等により減量化が図られるよう配慮すること。

(イ) 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化

災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるためには、被災自治体、地元の事業者、専門家や国が緊密に連携した上で対処することが求められる。このため、災害時における廃棄物処理に関わる関係者の適切な役割分担及び連携・協力に係る責務を規定した。

(ウ) 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充

廃棄物処理法第5条の2に基づき環境大臣が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に記載すべき事項として、新たに災害時における関連施策の推進と施設整備に係る事項を追加した。また、同法第5条の5に基づき都道府県が定めることとなっている「廃棄物の減量その他

その適切な処理に関する計画」についても、新たに災害時における事項を追加した。

② 非常災害時の廃棄物処理の特例

非常災害時における廃棄物処理に関する特例措置として、政省令改正も含め、具体的に以下の規定を整備している。

(ア) 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例

市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得ておけば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事による基準適合の審査を経ずに施設を設置することができる。

(イ) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

なお、本特例措置の適用には、施設の立地する市区町村における条例が必要であるため、あらかじめ条例の制定について検討しておくことが重要である旨、管内市町村等への周知等御協力をお願いする。（条例を制定している先行事例として、熊本市・広島市・堺市・浜松市・静岡市・藤沢市等があり、今年度環境省として事例集を整理予定。）

(ウ) 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらかじめ届け出ることが必要だが、非常災害時において、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、この届出が事後となってもよいこと。

(エ) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例（施行令改正）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準（※）を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができる。

（※）再委託基準

- ① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他的一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ② 再受託者（受託者が市町村からの受託業務を委託する者）が次のいずれにも該当すること。
 - ・委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有

- し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
 - ・欠格要件に該当しないこと
 - ・再受託者が受託業務を更に他者に委託（再々委託）しないこと
 - ・一次委託契約書に再受託者となることが記載されていること
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する際は、その収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

（2）災害対策基本法の改正

災害対策基本法の改正においては、大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定を法定化するとともに、大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備した。

今般の改正においては、大規模な災害が生じ、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要であるとして、その災害が政令で指定された場合、環境大臣が当該災害により発生した廃棄物の処理の指針を定めることとした。

また、特別措置法で規定していた環境大臣による廃棄物処理の代行について、大規模な災害が起きた場合の廃棄物処理の特例措置として追加することとした。具体的には、市区町村機能が著しく損なわれるような規模の災害が発生した場合、既に規定している廃棄物処理の特例や近隣自治体への事務委任によってもなお、廃棄物の処理が滞ることも想定されるため、被災市区町村からの要請に基づき、一定の要件に該当する場合に環境大臣が廃棄物処理の代行をすることとした。

3. 自治体における災害廃棄物対策及び各種支援

(1) 自治体による災害廃棄物の処理に関する計画の策定

東日本大震災以降も毎年全国各地で大規模な災害が起きている。これらの災害では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、その被災状況を鑑み、環境省職員や D.Waste-Net の専門員からなる現地支援チームを被災地に派遣し、仮置場を巡回して分別方法について助言するなどきめ細かい対応を行ってきた。さらに災害廃棄物対策推進検討会等において、災害廃棄物処理実績を検証し、具体的な災害廃棄物処理計画の策定（発災時において各自治体が対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめたもの）等の事前の備えを進めておくことの重要性が示された。

しかしながら、市区町村及び都道府県の災害廃棄物処理計画の策定率（一般廃棄物処理計画や地域防災計画とは別に単独で策定されている率）は低い（都道府県：85%、市区町村：27%（平成30年3月末時点））。また、首都直下地震のように首都機能が低下し環境本省や本省職員が被災した場合、南海トラフ地震のように被害が広範囲に及ぶ場合、大規模災害が複数の地域で同時期に発生した場合など、国や都道府県による（特に初動期の）支援が全ての被災自治体に対して一律に行うことが困難な状況になることも十分考えられる。

日本国内どの地域においても、大規模災害が発生するおそれがあると認識し、各自治体において早急に対応いただきたい。

環境省では、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の一環として、災害廃棄物処理計画が未策定の自治体に対して、処理計画策定促進事業を推進しているので、御活用いただきたい。

災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、平成28年熊本地震等の教訓に基づき改定を行った、災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月）を活用されたい。

なお、各種技術資料・参考資料についてはウェブサイトに掲載しているので、積極的に活用されたい。

<参考資料>

災害廃棄物対策指針

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

(2) 自治体向けの災害廃棄物対策に係るモデル事業の実施

自治体への災害廃棄物対策の実施状況に関するアンケート調査結果を踏まえ、廃棄物処理システムの強靭化推進のため、自治体の災害廃棄物対策の推進のためのモデル事業を平成27年度から実施している。平成27・28年度は災害廃棄物処理計画策定や処理困難物対策のモデル事業を実施し、平成29・30年度は計画策定と処理困難物対策に加え、都道府県を対象に図上演習の実施に関するモデル事業を実施した。令和元年度は、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の一環で、特にマンパワーが限られている処理計画が未策定の中小規模の自治体を対象として、都道府県のリーダーシップのもと処理計画策定促進事業を実施している。

モデル事業の実施により得られたノウハウや自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策について、事例発表会や地域ブロック協議会等において関係者に周知している。各都道府県及び各市区町村におかれでは、モデル事業の活用を含めて災害廃棄物対策について、幅広に管轄の地方環境事務所に相談頂きたい。

(3) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物処理のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

このため、各市区町村におかれでは、平時の備えとして、災害時において市区町村（市区町村自らのほか、市区町村の委託を受けた者（委託業者）や市区町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者（許可業者）を含む）が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組をお願いしたい。

平成28年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」においても、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性確保に関する取組の必要性を明記したところであり、改めて御確認いただきたい。

なお、環境省では、市区町村が災害時初動対応を迅速かつ確実に行うための検討事項及びチェックリスト等をとりまとめたガイド文書として「一般廃棄物処理に関する災害時初動対応の手引き」の作成を進めているところであり、作成後には御活用頂きたい。

<参考資料>

地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン

http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H28tebiki.pdf>

市区町村のための業務継続計画作成ガイド

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf>

(4) 災害等廃棄物処理及び処理施設災害復旧事業の補助制度に 係る事務処理

近年、台風や集中豪雨等の大規模な災害により大量の廃棄物が発生する災害が多発している。環境省では、こうした災害のために市町村等が実施する災害等廃棄物の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用に対し1/2の国庫補助を行っているが、災害等廃棄物処理について平成29年度は約40市町村において約66億円（国庫補助金ベース）、平成30年度は約184市町村において約379億円（同）の予算が措置された。災害の発生状況はその年により異なるため、単純な比較はできないものの、近年増加傾向にある。

こうした災害廃棄物等に係る財政的支援の活用にあたっては、各市町村より被災の報告をいただき、環境省及び管轄の財務局の立会のもと、災害査定を行うこととなるが、災害査定にあたっては、当該事業の必要性はもとより、経理資料等が十分整っているかについても審査を行うこととなる。

補助金申請に必要となる報告書等の作成にあたっては、市町村等の実務担当者から「どのように事務手続きを行うのか」「○○は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多い。そのため、こうした実務担当者の声を形にするべく、平成26年6月、自治体担当者向けの「災害関係業務事務処理マニュアル」を整備し、各都道府県を通じ市町村等に対し周知している。

今後とも災害時の廃棄物処理等に関しては被災地の市町村や都道府県と連絡を密にし、環境省としてもできる限りの支援を行っていく考えであるため、各都道府県におかれでは、管内市区町村における、災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設の復旧等に当たり、これらの資料も参考にしつつ、幅広に管轄の地方環境事務所に相談頂きたい。

<参考資料>

災害関係業務事務処理マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

(5) 災害廃棄物対策における情報の集約、発信サイト

東日本大震災をはじめとする過去の大規模な災害において得られた災害廃棄物処理に係る知見や技術は、今後の対策を検討する上で有用な情報源となるため、「災害廃棄物処理情報サイト」において集約し発信している。具体的には東日本大震災や熊本地震のアーカイブや各災害において発出した通知や大規模災害時の廃棄物処理対策に関する情報や自治体向けの説明会や講習会に関する情報を発信した。今後、関連情報の集約をさらに図っていく。

<参考資料>

災害廃棄物処理情報サイト

<http://koukishori.env.go.jp/>

災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>

(6) 循環交付金を活用した廃棄物処理システムの強靭化

循環型社会形成推進交付金においては、後述するとおり、平成26年度より、「高効率エネルギー利用」及び「災害廃棄物処理体制の強化」の両方に資する包括的な取組を行う施設に対して、交付率1/2の交付対象を重点化した。

これは、廃棄物処理施設を、地域の防災拠点として、災害時には自立稼働して地域の災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物の処理に伴い発生するエネルギーを高効率に回収し、公共施設や避難所等に電気・熱を供給できるインフラとし、廃棄物処理システムの強靭性を確保することを念頭に置いたものである。

各都道府県におかれては、同交付金の活用等を通じて、廃棄物処理施設の強靭化、災害拠点化が図られるよう、管下市区町村への周知、働きかけをお願いしたい。

(7) 地域ブロック協議会における取組

地域の災害廃棄物対策を強化するために、地方環境事務所が中心となり全国8か所に地域ブロック協議会を設置し、都道府県や主要な市区町村、地域の民間事業者や有識者等の参加の下、都道府県の枠を超えた地域ブロック内の実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めている。また、セミナーやワークショップ等を開催し、自治体の災害廃棄物処理計画策定の支援や人材育成、災害廃棄物対策に関する最新の情報提供・共有を継続している。

さらに、大規模災害も想定した平時からの備えとして、災害廃棄物の発生量の想定や地域ブロックにおける廃棄物処理に係る計画や対策等の検討を行っており、平成27年11月に策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を活用し、全ての地域ブロックにおいて、災害廃棄物対策行動計画を策定した。今後は必要に応じて行動計画の見直しを実施していく予定である。

各都道府県及び各市区町村におかれては、地方環境事務所を中心となって設置した協議会等において、行動計画の策定や必要な訓練等が実施されるよう引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

大規模災害時廃棄物対策北海道協議会

http://hokkaido.env.go.jp/recycle/post_27.html

東北地方災害廃棄物対策ブロック協議会

<http://tohoku.env.go.jp/recycle/index.html>

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

<http://kanto.env.go.jp/post.html>

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r_8.html

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

http://kinki.env.go.jp/recycle/web_2.html

災害廃棄物中国ブロック協議会／災害廃棄物四国ブロック協議会

http://chushikoku.env.go.jp/recycle/mat/m_7_1.html

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

http://kyushu.env.go.jp/recycle/post_7.html

(8) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク（有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成）を平成27年9月に発足し、平成29年1月に一般廃棄物処理業界団体や（公社）日本ペストコントロール協会等、平成30年12月に（公社）において・かおり協会と（公財）自動車リサイクル促進センターを追加し、体制を強化している。

D.Waste-Netは、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、平時、発災時の各局面において支援活動を行うこととしている。具体的には、発災時には、初動対応における災害廃棄物処理体制の構築や処理困難物

等に関する技術的助言、復旧・復興対応における災害廃棄物量の推計や災害廃棄物処理実行計画の策定支援等を行い、また、平時には自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援を行うこととしている。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、正式発足の直前から支援活動を実施し、平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨等においても、現地で支援を実施した。平成 30 年度も大阪府北部地震、7 月豪雨、北海道胆振東部地震等で支援活動を展開している。

また、D. Waste-Net の平時の取組として、（国研）国立環境研究所に「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」を策定いただいた。本ガイドブックは、災害廃棄物分野における人材育成の基本的な考え方を取りまとめた「総論編」と、ワークショップ型研修を災害廃棄物分野で実践する上での留意点や設計の考え方等を示した「ワークショップ型研修編」が策定されている。各都道府県及び各市区町村におかれては、災害廃棄物分野の人材育成の戦略や事業を主体的かつ効果的に考えるための手引きとして、御活用頂きたい。

<参考資料>

D. Waste-Net サイト

http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/d_waste_net.html

災害廃棄物に関する研修ガイドブックサイト（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/index.html>

4. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する検討について

(1) 国土強靭化に係る動向

国土強靭化に関する施策の策定、推進に当たっては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が成立、平成26年6月には「国土強靭化基本計画」が閣議決定され、平成30年12月には同計画の見直しが行われた。見直し後の同計画において、廃棄物処理については「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、以下の推進方針を示している。

- 都道府県、市区町村による災害廃棄物処理計画の策定や見直し、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入も含む、災害に強い廃棄物処理施設の整備、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保、災害廃棄物の再生利用の推進等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を行う。これらの、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルでの取組を平時から進めることにより、災害廃棄物の広域連携体制の構築を進め、廃棄物処理システムの強靭化を図る。

(2) 災害廃棄物対策に係る数値目標

平成30年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会のための指標・数値目標が設定されており、それぞれ下表のとおり災害廃棄物に関する新たな数値目標が設定されている。

指標	数値目標	目標年次
災害廃棄物処理計画策定率（代表指標）	都道府県 100% 市区町村 60%	2025 年度
災害時再稼働可能な施設の割合	50%	
ごみ焼却施設における老朽化対策	85%	
災害廃棄物に係る仮置場整備率	70%	

災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	都道府県 80% 市区町村 60%	
災害に係る有害廃棄物対策検討実施率	100%	

(3) 環境省における検討

大規模な災害は、その被災地域が都道府県内にまたがる、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えない等により、通常災害とは次元の異なる対応が必要となる。このため、国、都道府県、市区町村、民間事業者等の各主体が平時から備えておくべき大規模災害特有の事項について、関係者が一丸となって対策を行っていくことが重要である。

i) 災害廃棄物対策推進検討会

平成 28 年度から新たに災害廃棄物対策推進検討会を開催し、災害発生時における廃棄物対策について総合的な検討を進めている。

令和元年度は、①災害廃棄物処理システムや技術に関する事項、②災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方に関する事項、③一般廃棄物処理に関する災害時初動対応に関する事項等について検討を行っている。

ii) 災害廃棄物対策指針の改定

災害廃棄物対策指針は、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめている。本指針は、平成 26 年に東日本大震災の教訓を元に過去の指針等を統合して策定し、平成 30 年 3 月に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定を行った。

今回の改定のポイントは、① 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応、② 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実、③ ②を受けた平時の備えの充実の 3 つである。

災害廃棄物処理計画の策定及び災害時の対応の際に本指針を参考にしていただき、適切な災害廃棄物対策を進められたい。

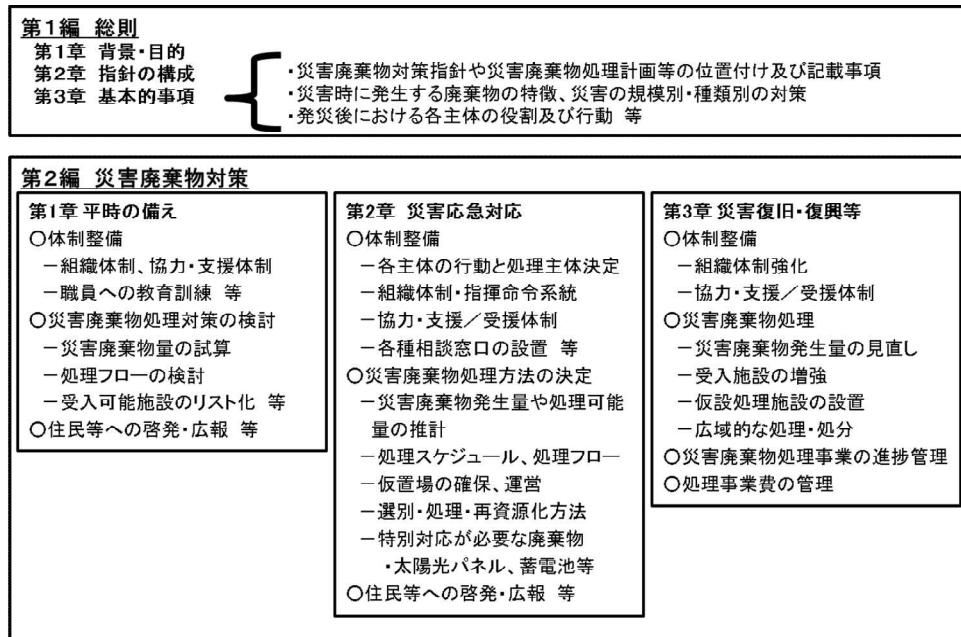


図 災害廃棄物対策指針の構成

<参考資料>

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee.html>

大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について

http://koukishori.env.go.jp/action/investigative_commission/future_consideration/pdf/future_consideration_01.pdf

災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方（平成30年3月）

http://koukishori.env.go.jp/action/investigative_commission/future_consideration/future_consideration_h3003.html

災害廃棄物対策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2.html>

災害廃棄物対策指針

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>